

袋井市立山名小学校いじめ防止基本方針

－はじめに－

この袋井市立山名小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号<以下「法」という。>）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」「静岡県子どもいじめ防止条例」「袋井市いじめ防止等のための基本的な方針」を参考にして作成する。

1 いじめの防止等のための基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う。また、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止対策の組織等を適切に機能させ、情報を共有することによって、複数の目で確認をする。

（2）いじめの防止のための基本的な考え方

学校は、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるもの」という認識をもち、教育活動全体を通じ、児童に「いじめは絶対に許される行為ではない」ことの指導を続けていく。

- ①いじめの未然防止のために、学校全体でいじめを許さない、見て見ぬ振りをしない雰囲気作りに努める。
- ②いじめの未然防止のために、子ども一人ひとりの自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を育み、健やかでたくましい心を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、家庭や地域と連携・協力して、積極的ないじめの発見に努める。
- ④いじめの早期対応のために、学校・家庭・地域・専門家等と連携して速やかに対応する。

2 いじめの未然防止のための取組

（1）わかる授業づくりの推進

（2）人権教育、道徳教育の推進

（3）児童会活動の充実

縦割り活動を計画的に実施

「いじめ」根絶に向けた取組の実施

（4）朝会・学年集会等での指導

（5）社会体験・自然体験・福祉体験等の体験活動の充実 … 各学年で計画的に実施

（6）計画的なソーシャルスキルトレーニングの実施

（7）保護者への啓発、関係機関との連携

（8）子どもと教職員の信頼関係の構築

（9）子どもの実態把握と情報

（10）配慮を要する児童への組織的な指導

3 いじめの早期発見のための取組

- (1) いじめ調査「心のアンケート」の実施（年2回、6月と11月）
アンケート実施後児童との面談を行い、「いじめ」の発見に努める。
- (2) いじめ相談体制の充実
学級担任、学年主任、関係職員、コーディネーター、子ども理解主任、主幹教諭、教頭、校長など報告・連絡・相談をし、解決しやすい体制をつくる。（必要に応じてケース会議を行う）
- (3) 人間関係づくりプログラムやソーシャルスキルトレーニング、Q-U検査の実施
人間関係づくりプログラムを年間4回実施する。
ソーシャルスキルトレーニングを毎月実施する。
Q-U検査を5月と11月に実施し、結果を学年で共有する。Q-U検査を基に各クラスで実態を把握し、今後の学級作りに生かせる手立てを考え実践していく。

4 いじめ防止等のための校内組織

- (1) 常設する組織
 - ①山名小いじめ防止委員会
 - ア 目的
日頃の校内のいじめ等の状況を把握するとともに、いじめの未然防止や早期発見・対応、事案に対する具体的な対応について協議する。
 - イ 構成員
校長、教頭、主幹教諭、学年主任、事務主査、子ども支援コーディネーター（子ども理解主任・特別支援学級主任・養護教諭・通常学級における子ども支援担当）
※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等（必要に応じて）
 - ウ 活動内容
 - ・「各学年の児童の表れ」「配慮を要する児童」について、状況や課題等を把握し、よりよい支援・指導方法について検討する。
 - ・いじめの未然防止や早期発見・対応等のための効果的な取組や体制について検討する。
 - エ 開催時期
月1回定期的に開催する。
 - ②その他
学校運営協議会、PTA本部会において、いじめの未然防止、早期発見、対応等について説明し、改善点や効果的な方法について協議する場を設ける。
- (2) 状況により随時設置する組織
 - ①山名小いじめ防止検討会
 - ア 目的
いじめの事案について、調査を行い、対応等を検討する。
 - イ 構成員
校長、教頭、主幹教諭、子ども理解主任、当該学年主任、担任、養護教諭 等
※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等（必要に応じて）
 - ウ 活動内容
 - ・児童や保護者への聞き取り等の調査を行う。
 - ・調査したことをもとに、対応や未然防止の方法について検討する。
 - エ 開催時期
いじめ事案発生等の緊急時に必要に応じて開催する。
 - ②山名小いじめ防止対策協議会
 - ア 目的
いじめの事案対処について、専門家や関係機関との連携を図り、多角的な視点からより実効性のある方策を協議する。

- イ 構成員
校長、教頭、主幹教諭、子ども理解主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員、PTA役員、市教育委員会 等
- ウ 活動内容
・調査したことをもとに考えた対応や未然防止の方法について、再検討する。
- エ 開催時期
いじめ重大事態、またはいじめ重大事態につながる事案等が発生した時に、必要に応じて開催する。

5 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案を重大事態と判断した場合には、速やかに市教委や関係機関へ報告するとともに、学校が調査主体となった場合は、次のとおり対応する。

- (1) 重大事態の調査組織の設置
- (2) 情報収集
- (3) いじめを受けた児童及び保護者への説明
- (4) 加害児童への適切な指導
- (5) 市教育委員会へ報告
- (6) 在校生や保護者への説明

いじめの重大事態とは、次のような場合を言う。

- (ア) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

子どもや保護者から、いじめにより重大な被害を生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。